

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2023年10月 VOL.87

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

ようやく、少し過ごしやすい季節となりましたが、台風による大雨、強風の影響が各地で発生しておりますので、特に野外作業では暴風雨対策を万全に行い、安全に留意願います。コロナ感染症は変異株である新型コロナウイルス「EG.5株」（通称エリス）が台頭してきており、全国では1日に10万人を超える感染者が発生しております。感染症対策として、日頃のうがい、手洗い、3密の回避などを徹底願います。

令和5年度の地域別最低賃金改定

令和5年度の全国都道府県別の最低賃金は都道府県労働局長の決定により、10月1日以降、各都道府県において順次適用されますが、全国で39円～47円と過去最高の引き上げ額になりました。

改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）と初めて1,000円を超える事になりました。実際にこの最低賃金が適用されるのは添付別紙に記載された発効日です。全国で最低賃金が1,000円超えの都府県は全部で8都府県となりました。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。万が一、地域別最低賃金額を下回る給与を支払っていた場合には、最低賃金法違反となり、50万円以下の罰金が科せられますので、十分ご注意願います。

*** 都道府県別最低賃金の詳細は別紙参照。**

外国人技能実習機構の实地検査

外国人技能実習機構では、認定計画に従って技能実習が適正に行われているかを確認するため、法令に基づき、3年に1回程度の頻度で定期的に実習実施者の实地検査を実施しています。

又、実習生に労災や行方不明事案が発生した場合、定期的な検査とは別に、臨時の实地検査を実施しています。

实地検査は原則として予告なく、機構の職員が訪問し、必要な報告を求めたり、帳簿書類を確認すること等により実施されます。

当面の間、实地検査においてはマスク着用等の基本的感染対策を講じた上で実施されます。

その趣旨の理解促進のため、実習実施者を対象とした周知啓発用リーフレットを機構は作成しましたので、別添をご覧ください。

技能実習日誌の記載について

技能実習日誌は実習実施者が技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を日々記録するものです。

機構に認定された「実習実施予定表」に記載されている技能実習の内容(必須業務、関連業務及び周辺業務)に沿って記述願います。

技能実習生に従事させた業務に対する指導の内容も適正に記載してください。

特に機構による実習実施者実地検査時にも改善を指摘される事項です。

- ・認定計画の履行状況に係る管理簿は技能実習の進捗状況、日本語の修得状況、生活状況等について毎月記録し、履行状況を管理するためのものです。
- ・技能実習日誌を月末までに記入した後、その月の分の認定計画の履行状況に係る管理簿を記入願います。
- ・職種・作業や入国日が異なる複数の技能実習生が在籍している等、日々の実習内容が異なる場合は別々に技能実習日誌を作成願います。
- ・対象となった技能実習生が技能実習を終了した後も1年間は保存する必要があります。

〈実習生の失踪を防ぐ対策〉

①コミュニケーションを密に取る

普段からコミュニケーションを密に取って少しの変化でも気づけるような関係性を築いておきましょう。たとえば、社内でイベントを開催したり、プライベートで食事をしたりすると技能実習生も心を開きやすくなるはずです。

②労働環境を見直す

賃金や労働時間など、労働基準法に則った金額や時間かどうかを確認する。外国人技能実習生が「このままここで働きたい」と思えるような職場環境を作ることで、企業のイメージアップにも繋がります。

③現場の作業員に正確な情報を伝える

技能実習制度の正確な理解については、上層部だけでなく現場の社員にも周知しておかなければなりません。定期的な研修や周知を行うことで、外国人技能実習生が平等に扱われる雇用体制を作っていくようにしましょう。

④わかりやすく規則を説明する

特に働き方や賃金についての規則は、事前にしっかり説明しておくことで「聞いていた話と違う」というトラブルを避ける

内容はできるだけ具体的に伝えましょう。たとえば、残業や日曜出勤があること、高所作業など作業環境についても伝えておくことが大切です。

緊急連絡先 (24 時間)

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】 090-7019-4221(尾崎) 070-3667-8667(杉戸) 090-2323-7188(王)

都道府県	最低賃金時間額	発効年月日
北海道		
北海道	960円	令和5.10.01
東北		
青森県	898円	令和5.10.07
岩手県	893円	令和5.10.04
宮城県	923円	令和5.10.01
秋田県	897円	令和5.10.01
山形県	900円	令和5.10.14
福島県	900円	令和5.10.01
関東		
茨城県	953円	令和5.10.01
栃木県	954円	令和5.10.01
群馬県	935円	令和5.10.05
埼玉県	1,028円	令和5.10.01
千葉県	1,026円	令和5.10.01
東京都	1,113円	令和5.10.01
神奈川県	1,112円	令和5.10.01
北陸		
富山県	948円	令和5.10.01
石川県	933円	令和5.10.08
福井県	931円	令和5.10.01
甲信越		
新潟県	931円	令和5.10.01
山梨県	938円	令和5.10.01
長野県	948円	令和5.10.01
東海		
岐阜県	950円	令和5.10.01
静岡県	984円	令和5.10.01
愛知県	1,027円	令和5.10.01
三重県	973円	令和5.10.01
関西		
滋賀県	967円	令和5.10.01
京都府	1,008円	令和5.10.06
大阪府	1,064円	令和5.10.01
兵庫県	1,001円	令和5.10.01
奈良県	936円	令和5.10.01
和歌山県	929円	令和5.10.01
中四国		
鳥取県	900円	令和5.10.05
島根県	904円	令和5.10.06
岡山県	932円	令和5.10.01
広島県	970円	令和5.10.01
山口県	928円	令和5.10.01

徳島県	896円	令和5.10.01
香川県	918円	令和5.10.01
愛媛県	897円	令和5.10.06
高知県	897円	令和5.10.08
九州		
福岡県	941円	令和5.10.06
佐賀県	900円	令和5.10.14
長崎県	898円	令和5.10.13
熊本県	898円	令和5.10.08
大分県	899円	令和5.10.06
宮崎県	897円	令和5.10.06
鹿児島県	897円	令和5.10.06
沖縄		
沖縄県	896円	令和5.10.08

外国人技能実習機構の 実地検査にご協力をお願いします

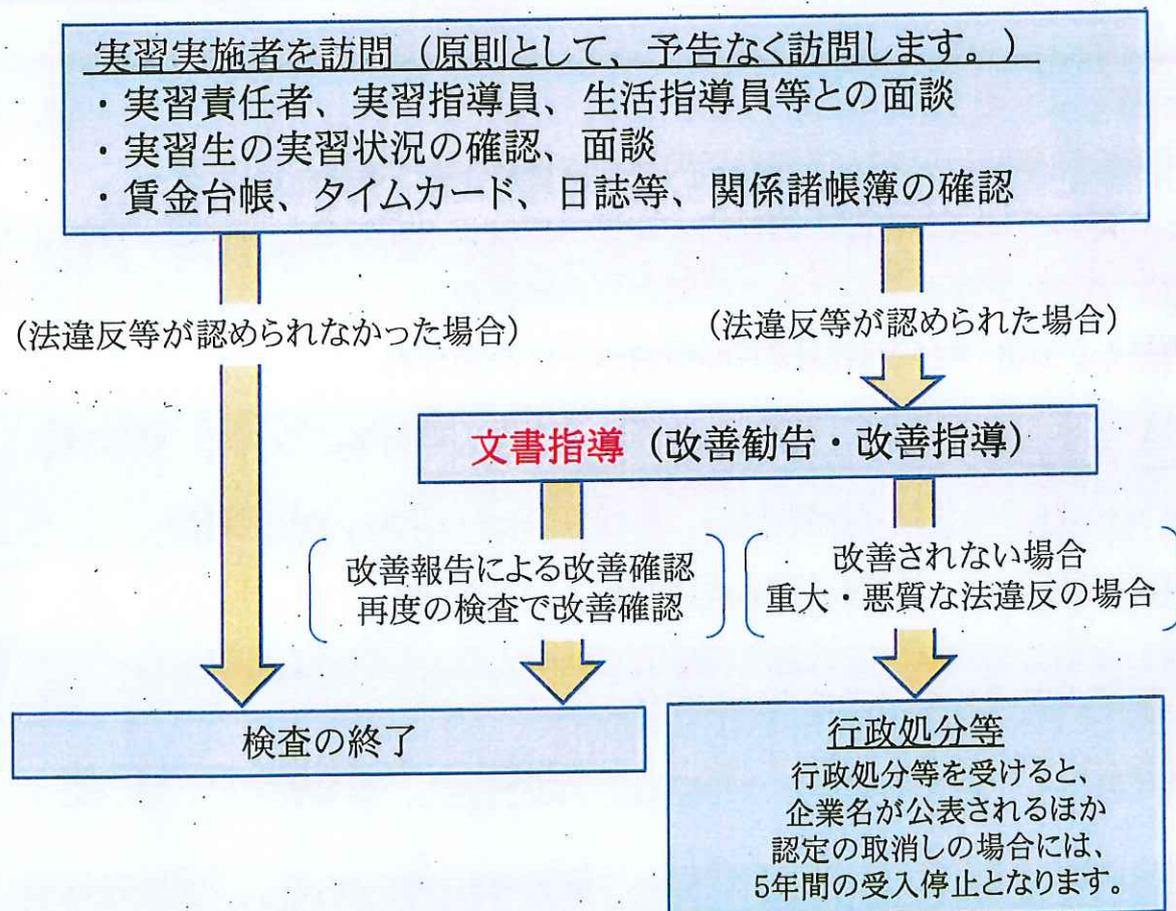
外国人技能実習機構(以下、「機構」と言います。)では、認定計画に従って技能実習が適正に行われているかを確認するため、法令に基づき、3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を実施しています。

また、実習生に労災や行方不明事案が発生した場合、定期的な検査とは別に、臨時の実地検査を実施しています。

実地検査は、原則として予告なく、機構の職員が訪問し、必要な報告を求めたり、帳簿書類を確認すること等により実施します。

実習実施者の皆様におかれましては、機構の実地検査に対するご理解とご協力をお願いします。

実地検査の一般的な流れ



※ 実地検査において、虚偽の報告、虚偽の帳簿書類の提出・提示又は虚偽の答弁を行うことは、技能実習計画の認定の取消事由に該当します。
また、実地検査への協力が得られない場合、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため、計画が認定されない場合があります。

技能実習自主点検シート（主要17項目）



技能実習責任者は、3年以内に技能実習責任者養成講習を修了していますか。

技能実習指導員は、修得させようとする技能等について5年以上の経験を有し、事業所に所属する常勤の役職員ですか。

生活指導員は、事業所に所属する常勤の役職員ですか。

認定された技能実習計画にない職種や作業に従事させていないですか。

必要な機械、器具等の設備が、事業所に備えられていますか。

業務に従事させる時間配分の基準を守っていますか。
(必須業務1/2以上、関連業務1/2以下、周辺業務1/3以下)

従事する時間のうち1/10以上、安全衛生に関わる業務を行っていますか。
(移行対象職種の場合)

月80時間を超える時間外・休日労働を行わせていませんか。
また、月45時間（1年変形の場合は月42時間）を超えて時間外労働を行わせた場合、1か月以内に軽微変更届出を行っていますか。

認定計画（雇用条件書）記載の支払額、支払い手段、割増賃金等の内容に従い、報酬を支払っていますか。

同種の作業に従事する日本人労働者に対する報酬の額と同等以上ですか。

技能実習2号や3号など技能の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等により、技能実習の意欲の向上に資するよう努めていますか。

技能実習生に法定の年次有給休暇を取得させていますか。

技能実習生が定期的に負担する食費、居住費、水道光熱費等について、技能実習生と丁寧な合意がなされ、かつ、控除額は適正ですか。
(適正であるかどうかの判断基準は、適正実施マニュアル(※)参照)

宿泊施設に適切かつ十分な消火設備を設置していますか。

施錠できる個室である場合を除き、施錠できる個人別の収納設備を設置し、技能実習生自身に鍵を管理させていますか。

就眠時間を異にする技能実習生が2組以上いる場合に、寝室を別にしていますか。

技能実習生名簿、履行状況に係る管理簿、技能実習日誌を作成し、必要事項を全て記載し、事業所に備え付けていますか。

※チェックがつかなかった項目については、「外国人技能実習 適正実施マニュアル」を参照の上、自主的な改善をお願いします。また、適正実施マニュアルには、さらに詳細な点検項目が記載されていますので併せてご確認ください。

適正実施マニュアル

